

中津藩の研究 : 福沢諭吉

檜垣, 元吉

<https://doi.org/10.15017/2329139>

出版情報 : 史淵. 88, pp.71-98, 1962-07-30. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

中津藩の研究

—福 沢 諭 吉—

檜 垣 元 吉

福沢諭吉は明治維新の重要な一部分を構成する人物であつて、現在行われつつある維新再評価がやがて一つの結論を導き出した後に於いても、近代思想の担い手としての彼の位置が大幅に移動することは考えられない。

その最大の理由は彼が既に若年の頃から幕藩体制からの自由を確実に手の中に握つていたことである。彼れの本質を形造るこの特異性は何に由来するものであろうか。

福沢は如何にも明治人らしき愛国者であると共に愛郷者でもあつたことは多くの例証を挙げることが出来る。

しかし事実にはその少青年時代を送つた中津藩の環境と反撥するのが彼れの出発点であり、自からの置かれていた現代を否定することが彼れの歴史的役割であつたことを思う時、福沢を生み出した直接の母胎たる中津藩の実態を知る必要に迫られるのである。

安政元年福沢は兄に従つて長崎に赴くのであるが、彼れは當時を回顧して

「こんな処に誰れがいるものか、一度出たらば鉄砲玉で再び帰つて来はしないぞ、今日こそ宜い心地だと独り心で喜び、後向いて唾して颯々と足早にかけ出したのは今でも覚えてゐる」

と語つてゐる。彼れの故郷は忌で忌で堪らぬ窮屈な田舎であり其処には振り捨てて少しの未練のない小封建都市の生活

があつたのである。

この時期に於ける福沢は何処の城下町にも見られた沈滞した社会に對して背を向けた丈けであつたのだろうか、或いは特に中津に存在した更に根の深い何物かが彼の憎悪を生み出したものであろうか。

この観点に立つて幕藩体制末期を中心として中津藩の政治の実体を研討することとしたい。

奥 平 昌 高

奥平昌高は歴代藩主中出色の人物で、彼れの時代は中津藩が最も学問的に昂揚した時代であり、文化的君主としてその名は全国に知られた。

島津重豪の二子で豪放濶達を以て聞こえシーボルトとも親交があり、進歩的にして教養ある君主であつたが、史家は何れもその奢侈逸樂の生活とその治下にあつた領民の困窮とを併せ伝えている。

たまたま昌高と側近との間に交わされた書状若干を得たので左に掲げる。

「鳥渡と申入れ候誠に此の節大指支えにて大難洪候へ共、表方も大指支えの事ゆえ何とも申し兼ね候へ共、誠に誠に難洪致し候間、出来る程少々にても急ぎ候間ふりかえ相渡り候様頼み申し候、此節皆々初め元締氣の毒に存じ候得共、誠に指支え候ゆえちよつと申入れ候 以上

十六日」

「鳥渡申入候極難洪致候間何卒少々雑用相渡り候様致度存し候。借用ハ如何御座候や、誠に合無之大心配致候。此段用事申入候かしく

極月十七日」

「鳥渡申入候。月々利金日分に而も宣御座候間、無理之考にて相渡り候様致度存候。右ハ外事ハ相ちかい候ゆえ、當時表ニ而は当惑ハ存居り右様之義申入候も、無心様ニハ候得共、少々指支候義ゆへ無理之品ニ而、元締へ相咄是非々々々々相渡り候様相頼申入候 以上」

「さて一向其後一錢も相渡らず、誠に必至の事に候、いつもいろいろと甲訳のみ申し聞け候へとも其の申し訳けは決して無用、判にでも致しても宜しと申すものに候（下欠）」

「只今申候義ハ、其之者共名面入ニ而ハ証文取候様も無之、先口の会所へ取り出候節不都合ゆへ鳥渡申入候 以上

卯月廿日

以上は後期封建社会に於ける一領主の極めて特殊な私生活の一面を物語るものにすぎず内容の評価を明らかにする為には更に研討を要するが、恐らく未だ十分には知られなかつた福沢と深き因縁ある大名生活の一部分を物語るものである。更にこの書翰群には一卷の諫言書が附属している。

「一 殿様御養生筋之義甚無心元奉存候、先達而も御直ニ申上候得者、其所少しも氣遣仕間敷候。御無証拠故表向へは不相知候得共遊之御養生者宜被遊御座候由御意被遊候間乍憚奉安心罷在候所、近頃之御様子奉恐察候ニ、先達而之通弥御養生も宜被遊御座候哉之所安心不致候

すへて御大名様方御年若ニ而御病身ニ被為成候義者、全ク飲食色欲而已ニ而御身之害とも被為成候義者此上間々見聞仕候儀ニ御座候、尤貴賤ともに難慎ものには御座候得共、御寿命には御かへ被遊ましく候。

当時御壮健ニ被遊御座候得共、只今之内より御心得も可有御座候哉 尤

一 御きらいなるむつかしき事とは心源院様江御頼被遊、御主様の御すきなる事斗御出精被遊候而者甚すまぬものニ御座候。

此後者何事によらず心源院様之御威光を以ひらおしに御おさへ申候間兼而左様可被思召候。それか御いやと思召候ハハ心源院様はしめ御勝手方役人申合不残退役可仕候間、御前御ひとりにて宜様ニ可被遊候

もしこれか尤と思召己来申上候義御用ひ被遊候ハハ一兩年の内古金を相ため百万両も指上可申候間何卒しはらく御物すきも相やめ〓御長久之御樂を奉願上候」

最後の諫言書は果して提出されたものであるか否かは明らかでないが、昌高の生活をうかがう一つの史料たることは明らかである。

大名に関する限り貪しくして豊かな生涯を送り、日常遊樂に耽りつつ文化的君主たることは不可能ではない。史料の存する限り其の生活の本質は更に全体的に究明する可きであるが結果は、恐らく昌高個人に関しても又中津藩内の動向にも亦化政度の特質を見出し得ることを予測してはほば誤りないであろう。

一八二二年(文政五年)江戸に於いて発刊された大江春塘の中津ハルマもこの進歩的君主の名を不朽ならしめるものであるがAからFまでを収めた第一巻の外は実物を手にしたこともなく写真にこれを見ることもないことを以てすれば或いは完結に至らずして終つたことも考えられる。

要するに中津藩は藩自体が一つの有機体として生きたことよりも、より多く封建的機構に支えられて維持されたものであつて、後期封建社会の衰頹が一般的な現象であるとは言いながら、その特質と考えられるものは一つの地方性に過ぎず自主的個性の上に立つて行われた積極的な政治乃至文化活動は極めて乏しいようである。

前野蘭化がこの開明的君主を得てはじめて洋学の先駆者としての名を留め得たことは明らかであるが、昌高の本質を把握する為には更に掘り下げを必要とする。

門閥生活の実体

中津藩政史を特色付けるものとして無視し得ないのに福沢をして「親の敵でござる」と呼ばしめた門閥制度がある。

体質的には弱体化しながら門閥のみが懸命に維持されたことは著しい事実で、支配階級がその地位を維持せんがために行つた努力は中津藩に於いて特に顕著である。

福沢がその「自伝」に指摘しているように文久三年（一八六三）に行われた亥年の建白によつて重臣奥平屯岐がその地位を去つたことは画期的出来事で中津藩の歴史に於いて支配層が実質的に失脚した著しい事例であつた。

それ以前にも重臣の専横、これに対する家臣団内部からの反撥は存在しなかつたわけではない。その代表的なものは老筆頭の山崎主馬に対する天明二年（一七八二）の供番百数十人による弾劾であつて、その為主馬以下皆罰せられ所謂山崎内閣は顛覆したと称せられている。この事件によつて処罰せられしもの凡そ数十人に及び、それぞれ「免役閉門逼促叱責等に処せられ主馬の禄百石を削り、免役の上閉門を命じたり」と記され（「下毛郡誌」）ているのであるが、我々にとつては更にその後数日間の経過の方がより多くの意味を持つものである。

即ち山崎家に保存された日記によれば、主馬が処分の申し渡しを受けたのは九月廿二日であるが、三日後の廿五日には使者角喜兵衛が、山崎邸に遣わされて逼塞御免の伝達が行われ翌廿六日には登城して居るのをみるのである。註

註

山崎主馬江

其方儀勝手向連年不指操之所より為取統去々秋以来元々者改革之儀申出申渡候所、勝手向融通ニ相成候義茂無之、猶又在中年賦等取計之義ニ付下方不居合之趣相聞却而一統不融通ニ相成、家中借上等東西不同ニ相成候所より一統不穩事ニ相聞候。尤役申付候節ハ右評議中にて初発より者不顕事ニ候得共畢竟評議不行届所より不帰服之儀出来致候段不届至極ニ候。

仍而申付方茂在之候得共用捨ヲ以逼塞申付候者也

九月廿二日

廿五日

御使角喜兵衛

御用多ニ付御逼塞被成御免

廿六日

登城

要するにこの処分は形式的なものに過ぎず次いで山崎内閣に連なる人々も亦御叱御赦免となつてゐる。

「御叱御赦免

奥平上総 奥平求馬 奥平内記 小幡篤□ 服部喜右衛門 菅沢善右衛門 野本武三 角 三郎右衛門

恩田金兵衛 和田□ 丸岡彦左衛門 天野三藏 鳥津□ 八条平太夫 福田□ 日下田孫八

森源□ 「

これを以てみれば批判的勢力の集団たる中級武士国の反撥がかり得たものは有名無実であり、殆んど藩政改革として取り扱ひ得るか否かは疑問である。

専制の座に在る者とその支配を永続しようとする時最も深い関心を持たざるを得ないことは伝統の維持である。又階級的優越と道義的名誉とは武士の精神生活の最も重要な支柱であつたからこの問題を巡つて中津藩には御供番事件（天保二年）（天保九）と御固番事件を経験しなければならなかつた。この事件を知ることが恐らく福沢の最も嫌つた形式主義を理解することであり無気力な政治的環境の本質を把握することでもある。その中にあつて特に注目すべきは天保九年（一

八三八)の縁辺御供番事件と呼ばれるものであつた。

御 固 番 事 件

明治の近代化の上で大きい役割を果した福沢が歴史的に登場する為にはいくつかの本質的前提が存在する。中にあつて彼れが中津藩士であつたことは如何なる、又どの程度の関連を有するものであらうか。

福沢が年少の頃から、封建制に対して或いは宗教的權威に対して批判的立場に立つてゐることはかなり顕著な事実である。

これはその家族の大阪に於ける体験が、客觀的に自己の立場を把握する立脚点を与へたことにもよつてゐるが、中津に於ける生活環境が安住を許さない程度に窮迫したものであり、又藩の体制自身が既に實質的には腐朽してゐるにも関わらず、新しい世代にとっては桎梏として作用してゐたことを物語るものであらう。

福沢の父はその勝れた才能の為に登用されたとは言へ本来の家格は下士にも数えられない六七人者で下級警察官に過ぎなかつたから、その一家は若干の封建的特權を享受したとは云へ、より多くのマイナスを課せられることを免れなかつた。

此処に中津藩は福沢に対してアンティテーゼとしての意味を持つのであるが、それは何の程度の影響を与へたのであらうか。

奥平氏は十萬石の大名に過ぎないが緻密な身分的秩序が嚴として存在し煩鎖な組織が猶鞏固であつたことは「旧藩情」の詳細に語るところである。

「旧中津奥平藩士ノ數、上大臣ヨリ下帶刀ノ者ト唱ルモノニ至ルマテ、凡千五百名其身分役名ヲ精密ニ分テ八百余級ノ

多キニ至」

「下等士族ハ何ノ功績アルモ何等ノ才力ヲ抱クモ決シテ上等ノ席ニ昇進スルヲ許サス」

「稀ニ祐筆ナドヨリ立身シテ小姓組ニ入タル例」ハ

「治世二百五十年ノ間ニ三五名ニ過キス」

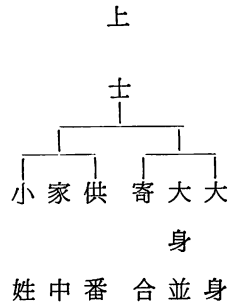
と云い、上士と下士とは権利、骨肉ノ縁、貧富、教育、理財ノ趣、風俗習慣を異にすることが激しい筆致で描写されている。今日残された史料も亦この整然たる封建制のピラミッドが実在したことを裏付けるようである。

小論はこの形骸に過ぎぬ身分制度を廻つて幕末の中津藩に發生した縁辺事件(天保九年)と御咄番事件について考察する。

縁辺事件とは天保九年二月大身の山崎織衛が、古来大身と供番とは互いに婚家を通じて来たが、自今以後大身の女子は供番と婚するを得るも、供番の兒女は大身に嫁することを得ざるものとすると声明したので供番の武士はこれを聞き、その無礼を憤り、同盟して各自大身から娶つた妻女を悉く里方に帰還させ、且つ大身との個人的交渉をも断絶しようとした事件である。

大身とは第一級の上士で歴代十二家以内とし奥平姓の外は生田^{しやうた}、夏目、山崎^{へんみ}、逸見、桑名等の諸家で、藩政を左右する地位を維持していた。

大身と抗争した供番とは同じく上士に属するが、上士には六級の格式があり、その第四級に属するものであつた。



供番とははじめ藩主の参勤交替に当つて随従する経済的能力を有する、二百石以上の上士を意味し凡そ百五十四家、内卅九家は江戸定府であつた。

供番は原則として大身と自由に婚姻関係を結び、大身と同じく「うらつけ袴」に天鷲絨びんごの大縁を付けた長袴を穿つことを許され、これに次ぐ家中、小姓とは特に区別された階層であつたから、従来従来の慣習を無視する意図に対して抵抗を生じたのは当然のことであつた。

この事件の発生と山崎が密接な関係を持つことは結論としては通説に従つて差支えないと思はれるが、実際には最上層グループの全体的意志として表示されて居り事実には研討の余地がある。今日でも事件の全貌は必ずしも明らかではないが、史料の上からは天保九年二月頃から問題が発生したようである。

二月十五日用人の鈴木力兵衛が家老詰所に現われ、以後養子縁組願いは当事者双方より願書を提出する新規定を伝達したのが関係史料の初見である。(註一)

鈴木は明治維新後権大参事に任命された人物で、藩中に重きをなした人材であつた。

この問題が提起されたのは直接には当時進行中だつた山崎織衛の嗣子の再婚が誘因となつたものらしく、前年の天保八年秋、山崎の一族上総が婚姻の対象としての御供番を家格によつて更に差別しようとしたことに端を発した。

織衛の嗣子は奥平寛兵衛の二女を娶らんとしたものであつたが、問題は山崎織衛の娘よしと婚約届け済みであつた菅沼家との間に発生した。

菅沼三郎左衛門は山崎と最も親しくその長子弥七郎の為に山崎氏の女を娶ることが決定していたものであつたが、事件の発生によつて、にわかに難色を示し、人を介して度々破談の申し入れを行なうに至つた。

縁辺事件の焦点となつたものは恐らくこの山崎対菅沼の抗争であつたであろう。

父菅沼は弥七郎は結婚を希望せずと言ひ、山崎は大身衆全体の立場にかくれながら、御供番の誤解に基ずくものとして反論、決定を見送つている。(註二)

事件発生以来供番側も大身側も合議を重ねたが五月廿五日に至つて大身側は演説書を公にしてその見解を示した。

演 説 書

此節拙者共仲間より御供番之縁段、取組之義ニ付、仲間共再縁之向より直縁可致、猶又二百石已上ニ而無之而ハ直縁不致候趣、仲ケ間共色々内定等立候哉ニ承り込、御供番一統於龍松寺寄合等致、仲ケ間之方ニ而内定も立候事ニ御座候ハハ、御供番之方ニ而も規定相定め、是迄御供番より仲ケ間之方へ嫁娶致候ものハ其儘差置、嫁娶不致縁談斗願濟ニ而婚姻不相濟候向ハ妻ニ不限悉く被談之談ニ可致趣規定相極メ、役之有無ニ不関一統相談一決ニ而、仲ケ間之方より縁談願濟候御供番之向へハ早々離別ニ可及趣申通候よしニ風聞相聞申候、尤御供番之方ニ而も右一件初発より不同心之向も在之、又ハ銘々身分ニ抱候縁談之者も御座候而、一統とハ乍申当時ニ而者先忒ツニ割れ居候形ニ承り込候、然ル所右再縁初嫁之説ハ別紙写之通り是迄仲ケ間共ニ例も御座へハ内定取極メ不致事ハ眼前之義、其上二百石已上之ものハ取組可致、己下へハ取組致間敷と申所も是逆も同様仲ケ間之内ニ而二百石己下へ取組致候ものも在之候得ハ、矢張同様内定ニ可致詮ハ毛頭無之事ニ御座候

然ル処全承リ込違哉ニ而御供番之方右様騒々敷申成候所ハ甚一統迷惑致候。乍去此節右様騒々敷相成行候所ハ畢竟ハ家柄之厚薄ニ寄候而ハ取組等可致ト申咄合ハ無之、尤仲ケ間ニ而も中古御供番之方直縁ハ致間敷御用人之役中ト申敷又ハ血縁有之無抛向縁談可致杯と申何となく申伝有之候所右ニ而ハ追々差支等多可有御座其上時節柄他所縁辺ニ限候而ハ何か不都合も有之候依而此節前書之通り仲ケ間申談候義ニ御座候

右之所ヨ全ク承リ込違ニ而右様相成行候事哉ト相見ヘ候得ハ、此上時宜ニ寄候而ハ達等ニ可相成行、左候而ハ誠ニ不輕御約介筋之義、殊ニ当時ハ、上ニ而御滯座中ニ而御引込之御時節、拙者共よりも御裁許之所相達、御供番供よりも両様ニ相達可申左候得ハ御隣端之聞へと申誠ニ不輕御約介事哉と相察候得共、余り前文ニも相認候通り拙者共ニ而ハ御供番家柄厚薄之咄合己ニ而内定不相極候所ハ眼前相分候様事、畢竟ハ御供番之方何か承リ込違哉ニ而右様ニ騒々敷相成行候哉ト相察候得ハ恐多ハ存候得其一通り、御聴ニ達置度存候間、此段以演説書申達候 以上

五月

御別紙左之通り写

定幹 奥 平 長 兵 衛

妻奥平覚兵衛女離別、後妻黒瀬市兵衛女、享保年中

長恒 夏 目 勘 解 由

実奥平覚兵衛通行嫡子、享保年中

勝門 奥 平 求 馬

津軽越中守様御家中叶間宇右衛門女

後妻山崎郡右衛門高尚女

勝世 奥 平 求 馬

妻 辺見志摩久賢女及縁談死、後妻奥平理兵衛朝雄女

久達 山 崎 藏 人

実小幡新右衛門直之二男、二歳之時兄半之丞家督無間死去然ル処幼年故家督不相願、伯父山崎久芽引取養育之、久芽江府引越之節一同ニ罷越ス、宝曆年中

久温 山 崎 織 部

妻 養父久達女 後妻奥平次郎兵衛孫 文化十年御用人中

久豊 川 崎 主 馬

妻 奥平市郎兵衛女 文政年中

綱方 奥 平 主 税

妻 齊藤又左衛門行忠女 宝曆年中

定美 奥 平 主 税

妻 榎田市右衛門女離別 後妻松平和泉守様御家中水野仁右衛門女死去後妻岡見伝兵衛女 文化年中

正英 奥 平 武 兵 衛

妻 黒瀬市兵衛尚武女 宝曆年中

定恒 奥 平 齋

実 菅沼文左衛門定條二男 寛延辰年又左衛門御用人被仰付 此節御用人へ寄合格被仰付候 後ニ御座候御用人へ寄

合格被仰付候ハ 元文五申年ニ而九ヶ年前ニ御座候

定員 桑 名 三 平

妻菅沼刑部右衛門女 明和年中

勝全 桑 名 内 記

先妻木村権右衛門女 御用人御役中

二月十五日

註一 今日於詰所鈴木力兵衛申伝候ニ者 是迄諸向妻子願縁組願之義一方は附願之處 己来は双方共ニ願書指出可申候旨申

左様御承知可被下候 且又廿四日伺御機嫌 廿八日一同ニ罷出候而可相達存候 右之段可得御意如此候 恐惶謹言 内記

御仲ケ間様 御名

内記は桑内記勝全。宛名である「御仲ケ間」は大身グループを意味するものと思われる。

註二 菅沼三郎左衛門様よりおよし様御離縁被成度候段 御取□小幡半之丞様ヲ以被仰越候 尤此節御供番衆 御大身衆と御

縁組取組之義ニ付騒々敷御寄合等御座候間且那樣方より御一統へ御相談之上 被仰達候御演説書之趣も御座候間左之通り
小幡半之丞様へ御挨拶被致候

五月廿三日

菅沼三郎右衛門より小幡半之丞ヲ以三郎右衛門嫡子弥七郎、女兼而弥七郎不□ニも有之候間 此節離縁ニ及候段申込候
仍而此方より挨拶ニ及候ハ此節ハ色々風評ニ而時節も悪敷其上仲ケ間一統右風評ニ付而ハ以演舌書 申達候義も在之候間
右御挨拶迄ハいづれ共挨拶 候間左様相得候様ニ申進候 以上

お吉様御事 今日小幡平之丞殿ヲ以 菅沼三郎左衛門殿へ御返報被候ハ是迄弥七郎殿へ御縁談被成置候処此節御供番ト之
分ニ而三郎右衛門殿より度々御破談之被成度段申参候得共 此節之分合故御返報御承知之所難被成段 右之上ニモ御仲間
より御達ニ被成置候儀御座候間 夫迄御承知成間敷様御挨拶被□候 然所其後又々半之丞殿ヲ以 弥七郎殿兼而不進ニ付
御破談被成度趣申参候 然所弥七郎殿不進と御座候ハハ其段江戸表若旦那様へも御相談被遊御挨拶被成候

四月五日

若旦那様御再縁之義此節御仲ケ間様方より仰合御座候 而己来御供番衆之内格別之御家柄筋御撰被遊 御直御取組被遊度
段 被仰合有之 尤此義ハ去秋上総様ニ而御発意御座候趣 此間より旦那様ニも色々御苦勞被遊 御仲ケ間様方被仰合

中津藩の研究(楡垣)

〔様主悦様ニ而別而御同心御咄合等被遊相齊候事 尤御供番衆之内格別之御家筋東武之方共ニ七八軒御認メ被遊及御相談候 委細之義御内定追而御沙汰被遊候

家老等は御供番等の主張に對して実例を奉けて反論して居るのであるが、その主張は御供番側を納得せしむるに足るものでなかつたらしく抵抗は継続されたから、その処分は避け難い情勢となつた。結局家老側の反撃は次の如き形となつて公表された。

一 御固メ番一件相片付 左之通り被仰付候

御晦 大内行藏

御かもい場多し 白石五郎左衛門

御晦 花田泰吉

御かもい多し

隠居退身 篠田小十郎

減格祿 磯田順之丞

中 山八左衛門

右之者共同様被仰付候五郎左衛門は早速伊予へ參り申とて乗船之由承知仕候」
次いで十月四日 自身の断案が公表された。

一 御自筆写

此節縁辺之儀指纏候之義者、前々供番之者より縁辺取組候先例数々有之候処、中古何となく用人役中ならでは不取組様申伝候由、全心得違之事ニ被存候且家柄厚薄を論候義者、銘々心得も可有之事候得は、此節右様之義申合候義ニ不及事ニ候、以来共先蹤之通初縁より取組候様可致候、供番之者仲間不居合之儀も我等取扱致相勤候様申渡候
心得のため此段申聞候

大身共 江

以上

」

以上の史料を以て必ずしもこの事件を理解し得たとは思わないが、たとえそれが無内容なものであつても家老側の実力が猶健在であることが示されたのであり、旧例故格が護り通されたことを此処にみるのである。

幕末に於ける農村

中津藩は譜代の小藩で禄高は十萬石と称するが城附四萬石の外は備後と筑前の飛地であつて政治上に於いても又經理上からも統制に困難であつた。

註 「中津領筑前區」中の片山村の註記に

「百姓屋敷地は中津御領也。然れども御檢地名請之者の子孫なれば中津より自由に相成り申さず」とある。

藩の領地は合計十萬石ではあるが、一円地でなかつた為経費倒れであつたと伝えられる。在地の代官として起用された筑前領の原田氏が十三人扶持しか与えられていなかつたことも強力な支配が行われなかつたことを象徴するものであろう。

藩財政の貧困は享保二年の中津入部の時からの継続であると云つてよい。同年

「累年知行之中指上げ困窮に及び候に付き家中に本知渡され」本物成の給せられたものの、それはいくばくも続かなかつた。

幕藩体制の中にあつて封矧権力の最も弱い部分は蓋し転々と国替えを繰り返した譜代藩で、転封の浮説がともすれば流れ安く、土地経済の上に生活しながら領土との緊密な結合に乏しく恒久的な政策を欠くのが弱小譜代藩の特質で、頻繁に訪ずれる天災と凶作、江戸諸藩邸の類焼、幕府から課せられる助役手伝いの重荷等々は先ず上げ米を余儀なくし藩債の慢性的増加によつて衰頹の権限に達することは譜代藩が最も早かつたようである。

註 自信なき諸藩では政治的行き詰り毎に転封の浮説が流れるのをみる。それは幕府への依存度の高い藩に於いて特に多く、

幕末に於ける対馬藩の如きもその一例であつた。

中津藩に在つては長州藩の威圧の加わるころから浮説が流れ当局はその打ち消しに努めねばならなかつた。

後期封建社会に於ける武士の窮乏は普遍的現象ながら、中津に於ける下級武士の夫れが特に甚だしかつたことはたまたま福沢の自伝が広く愛読されたことによつてあまねく知られている。

今日我々が中津を訪れる時福沢の言の愈々適切なることを覚ることが多い。例えば藩士の内職も多種多様で、且つ百石取り以上の武士の中にも専門の職人に伍して損色なき人物のあつたことが、その子孫に伝えられる作品によつて如実にこれを見ることが出来る。

下級士族が塗物指物団扇を主とし女子は綿引きの内職に没頭せざるを得なかつたことは当然と言つてもよいが家臣団の最高位にある家老と雖ども、内職に従事することこそなかつたが、その生活は通常の他藩と異るところがあつたのではないかと思はれる。

一例を挙げれば家老の家にも軒先には鳩小屋を設けてこの巢箱をねぐらとする鳩の糞を染料として町人に売却し家計の助けとする風習が存したことで中津城下に住み付く鳩の数はかなりの数に達したらしく、その多くは餌を与えたとは思われないから結局都市周辺の農作物が大量に荒されることとなつたので、法令によつて鳩の飼育が度々禁止されたが結局実行されず幕末維新迄この風習は持続した。

次に挙げるのは筆頭家老山崎家の明治四年の日記でこの副業がかなり大がかりなものであることを物語るものであると思う。当時の屋敷見取図にも鳩小屋の記載がかなり大がかりのものであつたことを記録が物語っている。

二月十五日

一鳩ノフン昨日尻高村久兵衛へ御渡ニ被成候品左之通

惣掛目

貳百三拾八貫匁 俵數貳拾四俵也

内拾四匁四百匁風袋引但シ俵ニ付六百匁

正味

貳百貳拾三匁六百匁

此石

拾貳石四斗貳升貳合貳勺 正味九匁五斗廻シ升ニ付目方百八十匁也

此代

貳貫貳百三拾五匁九分九厘 升ニ付老匁八分替左之通直段相定置候得共世間相場高下有之候へハ追而過不足勘定相加へ

可申約定之事

五月 四日

一鳩ノフン今日大ノ瀬村又左衛門申者へ御払ニ相成候尤御厩之上ハ御入用ニ付残シ御台所御味噌部屋右ニケ所斗出シ申候

覚

一掛目百八拾九匁 但俵數拾九俵也

内

拾三匁四百匁 風袋拾九俵分引老石ニ付六百匁ツツ

残而正味

百七拾七匁六百匁 九匁□五斗 老斗ニ付百八拾匁ツツ

比 石

九石八斗六升六合

比 代

九百八拾六匁六分

一升二付壹匁ツツ

内

五 百 匁

今日受取

残りハ品物受取ニ参候節持参候事

又

四百八拾六匁六分

翌五日受取

大ノ瀬村又左衛門

これ等の鳩に食料を与えたのでは収支つぐなう筈はないから恐らく餌は城下周辺の農村が供給地だったらしく弘化四年十月の御触には「鳩雀鳥等相増し作毛を荒すことを理由として城下に於ける鳩の飼育が禁止されているのであるが山崎日記は法令が実行されなかつたことを物語っている。

支配階級にして尚かくの如くであるとするならば、領民の生活はおして知るべきで、この事実を如実に示すものは藩内の人口である。中津藩に於ける人口の減少は可成り極端である。都市も農村もその統計は殆んど下向をたどるのみで城下も地方もその最も多くの人口を擁していたのは入国四年後の享保六年に於いてであつた。

即ち享保六年(一七二一)の中津町人の総人口は五、一六六人であつたのが一三七年後の安政五年(一八五八)には四、一六二人となり一、〇〇〇人、二〇%以上の減少をみているのである。

明治初年の旧中津領は小倉領が豪富兼併の跡顯著なのに対して「豪農巨族の跡を絶ち民富殆んど平均す」と称せられてゐるが〔筑上郡志〕町人も村役人級の農民も他領の如く蓄積を行う余地のなかつたことを物語るものかもしれない。

何れにせよ藩の経済的圧力が直接に加わる農村は更に不安定であり、幕末に及んでその破綻は愈々激化したらしく、危急を告げる難村統出し或いは人高の減少を報じ（下余村、弘化二年二月）多数百姓の絶株を生ずるもの（中敷田、嘉永三年）相次ぎ難村御救仕組よつて藩はその恢復に努めざるを得なかつた。特に嘉永年間に入るや凶年の連続で御救いとして多量の大小麦を放出しない年は殆んどなかつたと云つてよい。

註 嘉 永 元 年（一八四八）	御救大小麦	千 石
” 二 年（一八四九）	”	五 百 石
” 三 年（一八五〇）	”	八 百 八 十 石
” 四 年（一八五一）	”	八 十 俵

（弘山組）

中津藩の民政中特に注目をひくものに城外三里の制がある。即ち城下商業を保護するため城外三里以内に於いて酒、酢、醬油、油等重要な物資の生産と販売を禁止したのは中津入国の翌年たる享保三年であつた。

この事實は恐らく過去に於ける転封をくり返す間に商業の重要さを体験した結果、先ず商業政策を打ち出したものと考えられる。財政的基盤確立の爲の都市商人層の掌握、城下商業の保護は更に進められて家屋売却の制限を厳にしその譲渡は兄弟叔姪の間に限り（天明三年）或いは家質証又は町会所の承認を必要とする（文政三年）等町人保護の政策は終始変らざるものがあつた。

しかし幕末に至るまで堅持されたこの重商主義は概して成功せず、必ずしも武士の生活を保証しなかつたのみならず、結局は農村の荒廢を招くことよつてひいては城下町の衰微を招く結果となつた。

農村の衰頽が政治の貧困に基づくものたることは論をまたないところであるが、その遠因は貨幣経済依存の態度にあつたと考えられる。

福沢の生活を保証する筈であつた中津藩の農村経済は他の諸藩と比較してより顕著に衰頽の有様を示している。

重商主義政策は商業の保護と表裏の關係にある産業の振興を伴つた。中にあつて影響の大きかつたのは宝暦年代に始まつたと思われる榎、木蠟の採取と文政の頃から目立つてくる新田の開發であつた。

榎その他の換金作物は農村商業を發展させたがその主体は最初から問屋の性格を持つ企業家としての富農層で、反つて農村の分化を生んだことは他の地方に於けると同様であつた。

抑圧されつつも農村商業は發展した。文化年代に入ると在店の發展は特に注目されるのであるが、小企業家達はあらゆる機会を捕えあらゆる手段と方法を以てこの禁じられた職業を發展させる。

最も容易な最も多く見られる在方商業は穀物の買集めである。

「一 板場組庄村六郎より散米買集方願出、尤最寄他領江持出候所、直段先方勝手ニ被致、小前共難渋之趣ニ而、右六郎被仰付候ハ、一統為筋ニも可相成ニ付直段勝手ニいたし候もの売弘メ可致段被仰渡候、尤小前皆済相成候もの計庄屋印鑑を以運送被仰付候」

農村と雖ども貨幣経済と無縁のものではなく後に見ることく麦作しつつ米納を要求される場合を考えるならば小前百姓の余剰生産物の売却を承認せざるを得ないのである。

次に嘉永の初め香下村の三人の農民が在方商人として次第にその地歩を固めて行く過程を見よう。(嘉永五年四月)

「一 拜間組香下村之内字松木屋敷ト申所江四五ヶ年以前より出家敷江左之三人之者罷出店商完致候処、相応ニ利潤有之身過出来候処より申合毎日六文つつ溜置二八月に寄合いたし神酒等相備家内のものへ御恩難有忘却不致様申含メ溜置候分此節銀札百五拾匁献納いたし度段願出奇特之事ニ付御受相成候上初年之事故先ツ御褒詞御書付を以被仰渡候

大塚村より出家

与吉

新より同

治平

沖村より同

重助

一 香下村内字松木屋敷へ出屋敷三人之者と吉重助寿平 去成年迄兩年為国恩講溜銭百匁ツツ、献金ニ付御褒詞出ル
嘉永の頃には国恩講と称する献金の組織が制度化したが在方商業に従事する者があらゆる手がかりを求めて既成事実
を造り上げて行つた過程を示す一例であらう。

城外三里の制も次第に動搖せざるを得なくなつた結果城外二里となり更に城外一里と追い込まれて、遂には城下六口の
関門の目の前には小商品の市の立つものがあり、商品の城下持込みの為の働きかけが絶えず行われた。

城外二里商売を許す 文化三年

城外一里商売を許す 文化九年

註 一 在中郡市中へ持込候趣ニ而市中之室持之もの共難波願出、右ニ付御門外散米買集売人米一日式斗つつ都合十人御門人
之儀願出候得共右被付ニ而ハ入用御門制御不メリ相成候間難被仰付段申達

弘化嘉永年代に入ると村役人にして窮乏を訴える者が相次いで現われる。

「一 下矢部村庄屋久左衛門兼而身薄之ものにて追々高借ニ相成捨置候而ハ役儀も勤兼候程ニ成り候而拝借願大庄屋より
も存念申出候得共、是迄庄屋役右様困窮等ニ而容易ニ拝借可被仰付義ニハ無之候得共、矢部村之義ハ兼而難村ニ而当

庄屋ハ小前氣受も宜しく、其上外々庄屋相勤候程之人当も無之、旁先年富山庄屋江拜借被仰付候御振合を以願高之内右之通り拜借申達候」
(弘化元年三月)

「一 北山村庄屋義四郎身元難渋ニ付拜借願出、為取調候処兼而株地等無数候処、家内多人数ニ而取統難出来候相違無之候処、実躰ニ而役義指入出精相勤且旧家之義にも有之村中氣受宜しく是迄も少々宛無尽頼母子等ニ而取扱之義も有之趣ニ付何も家内多小高故何分難取統処より年季時質受返し候ハハ此後取統方出来可申候処持山払候ハハ、銀札五百匁程ニも可相成ニ付拜借金十匁被仰付候得ハ受季出来候趣申出、且右村方江外ニ庄屋役相勤候ものも無之他村より兼帯ニ而は往々村方不為ニ付矢部村庄屋去冬拜借被仰付御振合有之候付左之通り仰付候様奉存候

地代受金二口ハ拾三兩式歩之内

銀札八百匁 来午暮より七ヶ年賦

(弘化二年十二月)

同一の条件のもとに年寄も亦窮乏化する。

「一 弘山組左之年寄共難渋ニ而拜借願出内調為致候所、去年皆無作ニ而借用之口は返済出来不申候付、別ニ当年借り出も出来不致、年寄役相勤居候得ハ御救ハ勿論日雇稼も出来兼、小給ニ而近年御仕組臨時御用も多ニ付左之通り拜借被仰付候様申達候

大小麦 拾 八 俵

下敷 田村年寄

兼 助
司 馬 藏

耆人ニ付三俵宛

中敷田村同断

作兵衛

謙吾

下赤尾村同断

菅右衛門

広右衛門

六人

先に述べた如く人口減少が不断に継続することが常態であるこの藩内で村役人が窮するとすれば、小前は更により早く没落する。特に山村部が最も脆弱であつた。

「一 敷田村難村御仕組之内ニも別而中敷田絶株多、旁畑成田存立被仰付候、右ニ付奉行衆御一統小頭利八兵四郎御仕組掛リ」

小前の家株がつぶれることは農村の機構が崩壊することを意味する。これに対して御救仕組が立案されその多くは藩札の給与、貸与であるが、当時は役畜の数が少なくなつたらしく、特に必要を認めた場合には馬を給与する場合もあつた。

「一 下餘村寛政之度明細帳仕立之筋迄ハ三拾軒余有之、当時拾六軒人高格別相減、式拾石高餘り地相成、急ニ入百姓難出来、当年ハ方角村々江割作いたし組方寄々ハ助米いたし有付候様伺出、右成行ニ而牛馬少ニ付村方御引立之思付ニ而拝借願出、昨年三尾村御振合を以左之通拝借被仰付候

銀札 壹貫 六百 匁 牛馬代

但己年より十ヶ年賦返納之事」

中津藩は入部間もない享保十八年（一七三三）から畑租を米納に切換えた。この米納の強制が農民にとつて如何に重い負担であつたかは想像に難くないところで、小前自身が米の買入れに努力しなければならなかつたようである。

「一 曾木組金谷組兩組之義ハ畑広ニ而是迄買納仕来候処、小前にて買納ニ而ハ直段も区々有之処より郡中諸返納もの右兩組ニ引受候得者、皆済も急遽埒明下方為筋ニ相成候得共、組元并村々庄屋ニ而ハ内々混雜いたし、代札取扱ニ自然見損嫌ひ札等出来、足銀等ニ而迷惑之義も有之趣之処、小前為筋且ハ皆済引立候処より、石ニ付欠銀として五分宛組え庄屋許江加直段ニ而取立方願出尤之説ニ相聞候ニ付、当年之処ハ四分八厘丈ケ仮相場銀有之候義ニ付右を以相弁置、翌年上リハ前断之通被仰付候様申達候」

（嘉永六年十二月）

「一 曾木組金谷組之義者畑広之組方ニ而前々より御年貢米買納いたし来候処、小前銘々ニ而買納致候得ハ失費多直段も引上ケ且間々御間違之儀も出来皆済も引下り候、旁近年ハ村役人ニ而代錢取立外組之諸返納米兩組江引受代納ニいたし候得ハ皆済も速ニ而間違事も出来不致直段も相当ニ而小前之為筋ニ相成候所、組元庄屋衆ハ勘定向混雜ニ而自然嫌ひ金或者嫌札等有之、且ハ那宿逗留中雜費も有之旁石ニ付尅勿宛加直段取立大庄屋元江五分庄屋元へ五分落手いたし度伺出、吟味役取調之上申達、同十七日被仰付候」

（嘉永七年十二月）

かくて農民は常に哀訴歎願をくり返すのであるが、一度限界を越える時一揆となつて抗議するに至る。文化九年の一揆はその最大のものであつた。

終りに注目したいのは必ずしも悪条件のもとに在る農民が、逃散し、農村生活から脱落したのではないことである。

註 「一 弘山組下赤尾村伊八良平旧冬村中大勢寄合御城下江難洪御救願騒々敷申出」

（嘉永四年）

「一 土佐井村之義小倉御領入交り之村柄ニ而地味宜敷、田畑ハ小倉御領へ質入ニ相成、悪地計り主附作方致」

（嘉永六年三月）

土佐井村は山国川左岸の肥沃な農村であるにもかかわらず、反つてその為に耕地が担保とされることとなつたのである。更に注意すべきことは小倉領に質入れされていることであつて、善政が行われているとは言い難い他領の財力によつ

て中津領が支配されていることは幕末に到つていよいよ激しさを加えた政治的貧困をよく物語っている。

福 沢 百 助

福沢諭吉がその資質の多くを父百助に享けたことは疑いなきところであるから先ず百助の環境と時代的背景とを考察したい。特にこの篤学の青年が早くから学徳を慕つていた備後福山の碩学菅茶山に従学しようとした切実な希望が許されなかつた事実が如何なる歴史に取り囲まれているかを見よう。

中津に於ける福沢家の歴史は宝永六年に没した兵助に始まる。兵助の孫友米がはじめて奥平氏に仕えたのは明和五年（一七六八）で先ず七人者仮役次いで本役に任ぜられ、翌六年六人者となつている。六人者七人者は両役と称せられ組外に属し足軽よりも一段階上位にある警察官に当るものであつた。その地位は低く享保五年五月に六七人者の袴着用を無用とする法令が出ている位であつた。

安永二年（一七七三）九月廿五日の藩の史料によると福沢友兵衛、岡久米藏実母縁組願のことが見られる。就職後五年、粗十一石の扶持を得る身となつて生活の見通しを持ち得、つましやかに再婚婦人をめとらうとして一人の武士をここに見ることができよう。

友米の娘阿楽の養子となつたのは中村須右衛門の子である兵左衛門で諭吉の祖父たる彼れに關しては、乏しい史料の中に寛政年度年末に當つて皆勤を賞されたものがあるから既に知られている藩に提出した履歴の示す如くに格勤の侍であつたと思われる。

兵左衛門の子、素質のある好学の青年百助が遊学願を却下されたのは文化十一年八月であるが、この前後の藩情は秀才を文学修業の為に他領に送り得るような状態にはなかつたようである。

文化九年には所謂文化の大一揆があり、そのスケールも藩の枠を越え、その由つて来る処の根も深いのだが中津藩に關しては七年に始まつた加免新税がその原因の一部であつたことは疑いない処で歴史的に見てもこれら臨時特別税は常租化する傾向をたどつた。筑前領の「御寸志」と称せられたものが、恒常化したのはその一例である。次いで十年には中津では陣道員櫓焼失（五月）江戸では中屋敷が焼失（七月）した。

文化十一年は家中在宅の者が目立つて多くなつた年として記録されている。これより先寛政六年武士の生活に苦しむもの多く勤禁足の制度が始まつたのであるが、この頃に及んで更に武士の疲弊が表面化するに至つたものであろう。

文化年代は藩主昌高の治世で、前野良沢時代であり、中津ハルマ刊行の時代でもある。又藩校進修館の設置（一七九八）も昌高時代を象徴するものでもあろう。しかしそれは楯の半面であつて後に見る如くこの中津の黄金時代は決して額面通りの甘いものでなかつたことは文化九年（一八一二）に学館再興の行われたことにもうかがえよう。即ち文化九年以前に於いて先きに創設された藩校は間もなく衰亡してしたのである。

一面に於いてその頃好学の風が起り藩外に学ぶ者が多かつたことも事実で国学者渡辺重名は宣長に従学し（天明七年）浜野寛蔵は長崎の山本物次郎に砲術を学び（寛政三年）解剖史にその名を留めた村上玄水は京都次いで長崎に学び（寛政十年以後）又後に筑前定詰の代官となつた原田多仲太は文化年代に長崎に留学して算学を学び文政元年には皆伝を得て更に蘊奥を極める為重ねて拝借を願ひ出ている如き事例があるから、百助の希望は必ずしも無謀のものではなかつたが、その学問が実利的傾向を持たなかつたことと家格の余りに低かつたことが、災して遂に彼れをして刀筆の吏たるべく運命付けたものであろう。

結

語

慶応二年の長州再征に當つて中津藩には四国松山応援の命が下り藩兵が宇佐に至つた時小倉落成の急報が到着した。その後の混乱状態は藩当局を困惑せしめたので藩の動向を決定する情報を得る為直ちに大目附奥平丈右衛門を大阪に派遣した。しかし京都の政情を探る方法は殆んどなく、大阪蔵屋敷に在つた肥後藩士上田久兵衛に依頼して辛うじて情報を得、それが中津に報告されそれによつて藩の方針が決定された。

慶応三年大政奉還、翌年鳥羽伏見の戦後は中津藩も朝命によつて小部隊を京都に送りざるを得なかつたが、十四歳の藩主昌邁は江戸に在り藩の進退は容易ならざることとなつたので新大目附古宇田与九郎を京都探偵方として派遣することとなつた。古宇田は京都藩邸の留守居藤野基の助力を得て調査を始めたが、到幕の大勢既に決し東征軍は既に東海道の半ばに達していたことが間もなく判明したので

「徳川家への義理は義理として当面の急務は十万石の安泰を計ることである。それには先ず藩主を朝廷に伺候させねばならぬ」

と評議一決古宇田は東海道を早打し、一時三島で官軍の先鋒に抑留されたが、五日目の早朝江戸藩邸（汐留上屋敷）に入り、江戸詰重役を説得、京都伺候を決定した。

京都へは海路を選び横浜から神戸に向う英国汽船に便乗大阪藩邸を経て京都妙心寺を宿所とし、直ちに天機を奉伺して「徳川家の巻き添へ」を免れたのであつた。（以上、古宇田与九郎の従者磯村真五郎の回顧録に依る。）

この微妙とは言いながら第三者には割り切れざる印象を与える藩是の決定は以上の如き経過によつて生れたものである。そしてこの決定が藩士に向つて示されたのは慶応四年正月廿一日でその時の情況は次のように伝えられている。

御家中一統呼出にて御意被下候

一統承知之通り家筋義

徳川の御高恩難忘義は申迄もないが昨今之形勢ニ押移り朝敵之名を受け而は決而不成によつて勤王之志を尽す存念故何れも左様相心得勉勵致せ御取合
御家老」

以上は藩主の御意のメモの一つであるが根本的な抵抗なしに勤王に切り換えられた藩論の動向が伺われる。

此処に見られるものは唯々保身の術のみであつて、奥平の藩政は福沢の言の如く

「至極あつさりしたもので、諸藩はやもすれば重臣に腹を切らせるとか藩政改革の斗争などのために血を流すものが十中八九であつた。それに対して中津の藩中は誠に静かで人殺しも何もなかつた。人殺しどころか、人を黜陟（ちつちよく）したということもなかつた」

のであり福沢自身が「私は勤王佐幕などという政治論には少しも関係せず」

と言つているのと一応規を一にするものであると云うことができよう。

しかし福沢と中津藩との間には本質的差異が存する。福沢と幕府との関係は不即不離であり福沢の立場は謂はばアウトサイダーのそれであり得たし、彼れはその識見によつて時流に超然たることをよしとしたであらう。

藩の条件はそれとは異り定見を樹立するなく、よく風にそよいだ葦が打れなかつたのである。

維新前後の中津は決して無風状態とは言い難いが流血の惨を見ることの少なかつたことは藩の体質的性格に基ずくものであつたと考えられる。

中津は福沢の忌憚なき解説によつて今日何人にも知られている如く既に使命を終つた封建社会であり、とうの立つた十萬石で、この命を終えようとする最後の核から福沢と云う新しい萌芽が分裂して潑刺と次の世代を生きたと私は見たい。

要するに福沢とその母胎である中津藩は一時同居していた二つの極であつて、密接な絆に繋がれながらやがて鮮やかに分離して行つた姿は弁証法に対する一つの素朴な例証である。

The Study on the History of Nakatsu Clan.

— Fukuzawa Yukichi —

by Motoyoshi HIGAKI.

Nakatsu Clan was a Daimio in hereditary vassalage to Tokugawa, but easily submitted to the new Meiji Government. It indicates the decay of the fudalism, declining health of that organization.

Even the chief retainer of the Clan had to supply his living by selling the dropping of the doves, nestling under the eaves of his house, to dyes marchants. So there were many samurais, engaged in various handiworks, beside the main occupation.

At the back ground of the most able leaders, there was the pole of the degenerated, and corrupted environment.

Therefore, Yukichi was divided as a new nucleus, from the old fudalism.

This article is a research for the significance of the subject.